

浜松市類似放課後児童クラブ助成事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 市長は、放課後児童健全育成事業を補完する類似放課後児童クラブの促進及び充実を図ることを目的に、浜松市内において事業を実施する団体に対して、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、浜松市補助金交付規則（昭和55年浜松市規則第17号。以下「規則」という。）及びこの交付要綱の定めるところによるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 放課後児童健全育成事業 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項に規定する事業をいう。
- (2) 放課後児童会 浜松市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成27年4月1日施行。以下「実施要綱」という。）第3条に定める放課後児童健全育成事業開始届を届け出た事業者により運営される放課後児童健全育成事業をいう。
- (3) 類似放課後児童クラブ 放課後児童会に待機児童が発生している小学校区の児童又は類似放課後児童クラブがなければ待機児童の発生が見込まれる小学校区の児童を受入対象とし、別表1に定める補助の対象基準を満たして、児童に適切な遊び及び生活の場を与える民設民営のクラブをいう。

(補助の対象基準及び補助金の額)

第3条 補助の対象基準は別表1、補助基準額は別表2に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする類似放課後児童クラブ運営団体（以下「事業者」という。）は、浜松市類似放課後児童クラブ助成事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（第2号様式）
- (2) 収支予算書（第3号様式）
- (3) 市民税・県民税特別徴収義務者指定通知書の写し又は市民税・県民税特別徴収未実施理由書（補助金申請者が給与所得者を雇用する事業者の場合）

(補助金の交付決定)

第5条 市長は、規則第5条の規定により補助金の交付の決定をしたときは、その旨を浜松市類似放課後児童クラブ助成事業費補助金交付決定通知書（第4号様式）により事業者に通知する。

(補助金交付の条件)

第6条 市長は、補助金の交付を決定する際に、次の各号に掲げる事項を交付の条件として交付するものとする。

- (1) 事業者は、市税を完納していなければならない。
- (2) 事業者は、補助金を当該補助事業以外の目的に使用してはならない。
- (3) 事業者は、対象事業を中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ市長の承認を受けな

なければならない。

- (4) 事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又はその遂行が困難となった場合は、速やかに市長に報告をしてその指示を受けなければならない。
- (5) 事業者は、補助事業の完了により当該補助事業者と相当の収益が生じると認められる場合においては、当該補助金の交付の目的に反しない場合に限り、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を市に納付しなければならない。
- (6) 事業者は、規則第17条第1項の規定により補助金の交付の決定の取消しを受け、補助金の返還の請求を受けたとき又は当該返還の期限までに納付しなかったときは、規則第18条の2の規定に基づき、加算金又は遅延損害金を市に納付しなければならない。
- (7) 事業者が、補助金の返還の請求を受け、当該補助金、加算金又は遅延損害金の全部又は一部を納付しない場合、市長は規則第18条の3の規定に基づき、他の交付すべき補助金についてその交付を一時停止し、又は未納額との相殺をする場合がある。

(交付の変更申請)

第7条 補助金の交付の決定を受けた事業者が事業の内容を変更し、補助金の額に変更が生じるときは、浜松市類似放課後児童クラブ助成事業費補助金変更交付申請書（第5号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(変更決定)

第8条 市長は、前条による申請が適当であると認めた場合は、浜松市類似放課後児童クラブ助成事業費補助金変更交付決定通知書（第6号様式）により通知する。

(事業計画の変更)

第9条 事業者は、提出した事業計画書（第2号様式）の内容に変更があったときは、変更事業計画書（第2号様式）に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(財産の管理等)

第10条 補助事業者は、規則第19条に規定する補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について、保管状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、次条第2項で定める期間保管しておかなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 この要綱による補助金の交付を受けた者は、補助金の全部に相当する金額を市に納付した場合を除き、補助事業により取得した財産を、市長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供し、又は取り壊してはならない。

2 財産の処分を制限する期間（以下、処分制限期間という。）は、財産の取得日と財産を事業の用に供した日のいずれか遅い方を起算日として、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）別表第1から別表第6までに定める耐用年数のおりとする。

3 第1項の承認を受けようとする補助事業者は、財産処分承認申請書（第7号様式）により市長に申請しなければならない。

4 市長は、前項の規定による申請があったときは、これを審査し、承認すべきであると認めたときは、当該申請者に対し、財産処分承認通知書（第8号様式）により通知するものとする。

5 前項の承認にあたっては、次に掲げる場合を除き、財産処分に係る納付金（以下「財産処分

納付金」という。)を市に納付する旨の条件を付すものとする。

- (1) 災害若しくは火災により使用できなくなった施設等又は立地上若しくは構造上危険な状態にある施設等の取壊し又は廃棄(以下「取壊し等」という。)
- (2) 道路の拡張整備等の設置者の責に帰さない事情等によるやむを得ない取壊し等
- (3) 老朽化により代替施設を整備する場合の取壊し等

6 財産処分納付金の額は、施設等にあつては処分する施設等に係る補助金の額に処分制限期間に対する残存年数(処分制限期間から経過年数を差し引いた年数をいう。)の割合を乗じて得た額、土地にあつては補助金の額とする。

7 第4項の承認を受けた補助事業者が当該承認にかかる財産を処分したときは、その内容について財産処分報告書(第9号様式)により市長に報告するものとする。ただし、第5項第1号に該当する財産処分であつて、第9号様式による市長への報告があつたものについては、市長の承認があつたものとして取り扱うものとする。

(実績報告)

第12条 規則第13条の規定による実績報告は、浜松市類似放課後児童クラブ助成事業費補助金実績報告書(第10号様式)に収支決算書(第11号様式)を添えて、事業完了の日から起算して、30日を経過した日又は補助金の交付の決定のあつた日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出して行うものとする。

(補助金額の確定通知書)

第13条 市長は、規則第14条の規定により、交付すべき補助金の額を確定したときは、浜松市類似放課後児童クラブ助成事業費補助金交付確定通知書(第12号様式)により事業者に通知する。

(補助金の請求)

第14条 事業者は、前条による補助金交付確定通知書を受領した日から起算して10日を経過した日までに補助金請求書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第15条 前条の規定にかかわらず、規則第16条第2項の規定により、補助金の概算払を受けようとする事業者は、浜松市類似放課後児童クラブ助成事業費補助金概算払承認申請書(第14号様式)に資金計画表(第15号様式)を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業の目的を達成するために特に必要があると認めるときは、補助金の概算払を承認し、浜松市類似放課後児童クラブ助成事業費補助金概算払承認通知書(第16号様式)により申請した事業者に通知する。

3 補助金の概算払の請求をしようとする事業者は、第2項の承認通知書により通知があつたときは、補助金概算払請求書(第13号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消・返還)

第16条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金交付の決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- (1) 虚偽又は不正な手続きによって補助金交付を受けたものと認められるとき。
- (2) 本要綱に違反したとき。
- (3) 事業実施方法が不相当であると市長が認めるとき。
- (4) 本要綱に定める条件を欠くに至つたときや、その他、事業を補助する必要がなくなつたと市長が認めるとき。

2 市長は、補助金交付の決定の取消をする場合は、浜松市類似放課後児童クラブ助成事業費補助金交付決定取消通知及び返還命令書（第17号様式）により該当する事業者へ通知し、補助事業の当該取り消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還をさせなければならない。

（補助の対象としない事業）

第17条 市から他の補助又は委託を受けて行う事業については、この要綱に定める補助の対象から除くものとする。

（書類の整備等）

第18条 事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備し、保管するとともに、これらについての証拠書類を整理し、かつ、当該事業年度終了後5年間保存しなければならない。

（調査又は報告）

第19条 市長は、補助金の適正な執行を確認するため等、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた事業者に対して、前条の書類を閲覧し、又は提出を求め、運営状況を調査し、又は報告を求めることができる。

（補則）

第20条 事業者が要綱第16条第1項の規定に該当し、かつ、著しい不正があったと市長が認める場合は、翌年度以降、補助の対象としないことができる。

（細目）

第21条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和3年度から令和5年度までの補助金に適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度から令和8年度までの補助金に適用する。